

療養病床から転換した介護老人保健施設の 療養室の面積に係る経過措置について

1 現状

- 現在の面積基準と療養病床から転換した介護老人保健施設の面積基準の経過措置
- ・ 療養病床の病室の面積基準は、入院患者一人当たり6.4m²。
 - ・ 介護老人保健施設の療養室の面積基準は、入所者一人当たり8.0m²。
 - ・ 療養病床から転換した介護老人保健施設の療養室の面積については、平成24年3月末までは、6.4m²で可とする経過措置が設けられているが、平成24年4月以降は、8m²を満たす必要がある。

2 論点

- 医療機関は建物寿命を勘案し、およそ20年目で大規模改修を行っている実態にあるが、療養病床を有する医療機関は、平成12年前後に建築された施設が多く、こうした比較的新しい施設は、平成24年3月末の時点では大規模な改修の時期を迎えていない。
- こうした現状についてどのように考えるべきか。

(1) 従来から講じている措置

① 面積の測定方法の周知

- 療養病床の病室の面積は、内法(壁の内側)で測定することとなっている。
- 介護老人保健施設の療養室の面積は、壁心(壁の中心線)で測定することになっている。
- 療養病床から転換した介護老人保健施設の療養室の面積は、壁心で測定することとなるため、内法で測定する場合と比べ、一定程度面積が増加する(※)。

※ 4床室で7~10%程度面積が増加するとのデータがある。

(出典)「病室の最低基準面積に関する研究報告書(1998年3月 社団法人日本医療福祉建築協会)

「病院・高齢者施設における設計と運用の問題(その13)」(第34回日本医療福祉設備学会(2005)予稿集一般演題No53より)

※介護療養病床の病室が面積が8㎡を満たしていない場合の病室の平均面積は約7.2㎡。

(出典)平成17年介護事業経営実態調査の調査対象である病院(294施設)のデータ

② 談話室の面積の取扱いの前例

- 平成12年医療法改正前の療養型病床群を平成18年3月31日までに介護老人保健施設に転換する場合、談話室の面積を療養室の面積に含めることができる経過措置が設けられていた。

- 今般の療養病床再編成に伴い、療養病床から転換した介護老人保健施設の療養室の一人当たり面積を算出する際、談話室の面積に関し、このような経過措置の前例についてどのように考えるか検討する必要があるのではないか。

※ 平成17年介護事業経営実態調査対象である294病院のデータでは、1人当たり0.28㎡増加する。